

都教組北多摩東支部  
電話(042)384・2941  
FAX(042)384・7904  
kita-higasi@mvc.biglobe.ne.jp

2013年度  
第22号

## 北多摩東ニュース

都教組に加入し、平和憲法を子どもたちに手渡す力を大きくしましょう。5年間で支部内で200名が加入しています。

# 法治国家の根幹崩す安倍首相を元内閣法制局長官がズバリ批判

「平和主義を拒否している」「ニューヨークタイムズ」など世欧米の批判も高まる。3月の全国集会にご参加を。

## 憲法解釈を変えるのは「自分だ」という安倍首相の暴走答弁

元内閣法制局長官の阪田雅裕さんが、2月20日に開かれた「集団的自衛権を考える超党派の議員と市民の勉強会」(参院議員会館)でこう批判しました。(講演要旨)

憲法9条2項には「陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない」とあります。そのなかでどうして自衛隊の存在が許されるのか。政府は、「自衛隊は外国から武力行使を受けた時に国民を守るための必要最小限度の実力組織であり、これは戦力でない」と言ってきました。自衛隊は国際法上の普通の軍隊でないため、わが国が直接攻撃を受けていないのに、ベトナム、イラクに行き戦争することはできませんと言いつつ続けてきたのです。

## 「戦争放棄」(9条)がまるつきりなくなる

この政府の9条解釈を変え集団的自衛権の行使をできるようにするという意見には、私は、たいへん不当だと申し上げたい。集団的自衛権の行使ができるようになれば9条は意味がなくなる。

憲法第2章「戦争の放棄」と書いてある9条がまるつきりなくなるといふことです。

法律は国会で議決をされるが、時代にあわなくなつたものを手直しする改正法もたくさんあります。

憲法だけ時代遅れと言い、明文改正もせず、解釈でやってよいということになるのでしょうか。それが許されるなら立法府はいりません。

政府が勝手に解釈し運用していけばよいということになり、法治主義の大原則に反します。

9条に関しては過去の60年、議論が積み重なってきています。自衛隊は合憲、しかし他の国の軍隊とは違う、したがって海外で武力行使はできないのだと。議論をずっと積み重ねてきたわけです。

それが全部間違っていたというの、どう理解すればいいのでしょうか。

60年言い続けてきたことが全部違うということがあれば、これは議会の質疑なんて適当にやっておけばいいという感じになります。

## 自衛隊が海外で戦争する国に変わる解釈変更

これは国の形を変えるということなんです。憲法上、自衛隊が海外に行き、戦争ができるようになりません。自衛隊員に犠牲者がでないという保証はありません。自衛隊員の銃砲で海外の将兵を傷つけることも起こります。

国民全体として大きな覚悟があることで、国民投票が必要なのです。だが、解釈でやれば国民の出番もない、覚悟の示し方がありません。

今、安保法制懇で議論されていることは、インド洋やペルシヤ湾に米国の軍艦がいて、それが襲われた時にそばに自衛艦がいてなぜ助けられないのか、そんな議論をしています。国民が血を流すような感覚ではないが、そんなことが集団的自衛権の本質ではない。本質は、国民が、地上でたたかうことになるのです。

こんな重大なことを一内閣の解釈変更で、どういう理屈なのかもよく分からず解釈変更でやるのは法治国家の根幹にかかわります。

この問題は憲法改正が必要か、必要でないかという立場を超え、立憲主義、法治国家という観点から、共闘していかねばいけません。

